

男女の賃金の差異

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	105.7%
正規職員	99.4%
非常勤職員	116.5%

公表日：2023年6月30日

※対象期間：令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

※賃金：基本給、超勤労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く。

※非常勤職員：①嘱託除く②正規職員の所定労働時間（1日8時間）で換算した人員数を
基に平均年間賃金を算出している。